

# 沖縄県教育庁一般競争入札参加資格審査委員会設置要領

平成16年5月13日制定

平成22年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成26年9月30日改正

令和6年12月10日改正

## (設置)

第1条 沖縄県発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領（平成6年7月27日付け土企第736号）第5条第2項の規定に基づき、沖縄県教育庁が発注する建設工事に係る一般競争入札の参加資格の審査確認等を行うため、沖縄県教育庁一般競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる建設工事に係る一般競争入札について審議するものとする。対象工事は、沖縄県教育庁が発注する建設工事事業費が1億5千万円以上の工事とする。ただし、特に必要と認める場合には、本文に規定する金額未満の工事についても、委員会の審議の対象とすることができる。

- (1) 一般競争入札参加資格要件の設定に関する事
- (2) 特定建設工事共同企業体に発注しようとするときは、その適否及び構成員数に関する事
- (3) 一般競争入札参加資格申請者の資格の有無に関する事
- (4) 一般競争入札参加資格のないと認めた者への理由説明
- (5) 施行計画審査型にする場合には、その適否に関する事
- (6) 施工計画審査型にする場合には、資格確認資料作成説明会及び資料に関するヒアリングの必要性の有無に関する事

## (組織)

第3条 委員会は、教育管理統括監、総務課長、施設課長、当該工事の主管課（室）長をもって構成する。

- 2 委員長は、教育管理統括監をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長がやむを得ない理由があると認めるときは、総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、当該工事の主管課（室）が行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月10日から施行する。